

北海道大学病院における 臨床研究実施方針

北海道大学病院は、信頼される臨床研究を北海道から世界へ発信することを通じて、新しい医療技術の創出に貢献するため、以下の方針のもとに臨床研究を実施します。

【実施方針】

- ・ 当院で行われる全ての臨床研究は、「ヘルシンキ宣言」を尊重し「臨床研究法」および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等を遵守して、独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による厳正な審査のもとに実施します。
- ・ 研究の質及び透明性を確保するため、病院長をトップとした特定臨床研究管理委員会のもと、当院で実施する全ての臨床研究を厳重に管理し、不正の防止と適正な実施に努めます。
- ・ 質の高い臨床研究の実施体制を整備し、革新的医療技術の開発支援を目指して、社会的・学術的な意義を有する臨床研究の推進を図ります。
- ・ 患者さんへの負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価し、患者さんへの不利益が生じないよう配慮します。
- ・ 患者さんに対して事前に十分な説明を行ない、患者さんの自由意思による同意のもと臨床研究を実施し、個人情報等の保護を遵守します。
- ・ 臨床研究支援のための専門家を育成し、当院のみならず、他の医療機関における臨床研究に対しても支援を行います。

令和元年10月制定